

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）新旧対照条文
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(意見書及び資料の提出) 第七条の二 届出会社は、公正取引委員会が企業結合届出書を受理した日から<u>法第五十条第一項</u>又は第九条の規定による通知を行う日までの間、いつでも、公正取引委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料を提出することができる。 (排除措置命令を行わない旨の通知) 第九条 公正取引委員会は、企業結合届出書に係る株式の取得、合併、分割、株式移転又は事業等の譲受けについて<u>法第五十条第一項</u>の規定による通知をしないこととしたときは、届出会社に対し、様式第四十三号、様式第四十四号、様式第四十五号、様式第四十六号、様式第四十七号又は様式第四十八号による通知書を交付するものとする。</p> <p>様式第 31 号 (用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)</p> <p>公 第 号 平 年 月 日 成 成 成 成 殿 公正取引委員会</p> <p>報 告 等 要 請 書</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第 10 条第 2 項（同条第 5 項の規定によりみなして適用する場合</p>	<p>(意見書及び資料の提出) 第七条の二 届出会社は、公正取引委員会が企業結合届出書を受理した日から<u>法第四十九条第五項</u>又は第九条の規定による通知を行う日までの間、いつでも、公正取引委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料を提出することができる。 (排除措置命令を行わない旨の通知) 第九条 公正取引委員会は、企業結合届出書に係る株式の取得、合併、分割、株式移転又は事業等の譲受けについて<u>法第四十九条第五項</u>の規定による通知をしないこととしたときは、届出会社に対し、様式第四十三号、様式第四十四号、様式第四十五号、様式第四十六号、様式第四十七号又は様式第四十八号による通知書を交付するものとする。</p> <p>様式第 31 号 (用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)</p> <p>公 第 号 平 年 月 日 成 成 成 成 殿 公正取引委員会</p> <p>報 告 等 要 請 書</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第 10 条第 2 項（同条第 5 項の規定によりみなして適用する場合</p>

合を含む。)の規定により提出され、平成 年 月 日付け公
株第 号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画に
関する調査のため必要がありますから、下記事項について提出して
ください。

記

注意 公正取引委員会が、法第10条第9項に定めるところにより、
法第17条の2の規定により当該株式取得に関する計画に関し必
要な措置を命ずるため、法第50条第1項の規定による通知を
する場合には、平成 年 月 日から120日を経過した
日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から
90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にするこ
ととなる。

様式第三十二号(様式第三十六号 (様式第三十一号と同様の
改正のため記載略))

を含む。)の規定により提出され、平成 年 月 日付け公
株第 号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画に
関する調査のため必要がありますから、下記事項について提出して
ください。

記

注意 公正取引委員会が、法第10条第9項に定めるところにより、
法第17条の2の規定により当該株式取得に関する計画に関し必
要な措置を命ずるため、法第49条第5項の規定による通知をす
る場合には、平成 年 月 日から120日を経過した日とこ
の報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日
を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にするこ
ととなる。

様式第三十二号(様式第三十六号 (様式第三十一号と同様の
改正のため記載略))

様式第 37 号 (用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。)

公 第 号
平 年 月 日
成 年 月 日
殿
公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 第 号をもって要請
した貴社の株式取得に関する計画に関する報告等は、平成 年
月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第
9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同法第 17 条の 2 の
規定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるた
め同法 第 50 条第 1 項 の規定による通知をすることができます期間は、
平成 年 月 日までとなります。

様式第三十八号〜様式第四十二号 (様式第三十七号と同様の
改正のため記載略)

様式第 43 号 (用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。)

公 第 号
平 年 月 日
成 年 月 日
殿
公 正 取 引 委 員 会

様式第 37 号 (用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。)

公 第 号
平 年 月 日
成 年 月 日
殿
公 正 取 引 委 員 会

報 告 等 受 理 書

平成 年 月 日付け公 第 号をもって要請
した貴社の株式取得に関する計画に関する報告等は、平成 年
月 日受理しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第
9 項に定めるところにより、公正取引委員会が、同法第 17 条の 2 の規
定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるため
同法 第 49 条第 5 項 の規定による通知をすることができます期間は、平
成 年 月 日までとなります。

様式第三十八号〜様式第四十二号 (様式第三十七号と同様の
改正のため記載略)

様式第 43 号 (用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。)

公 第 号
平 年 月 日
成 年 月 日
殿
公 正 取 引 委 員 会

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項 (同条第 5 項の規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 株第 号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画については、同法 第 50 条第 1 項 の規定による通知をしないこととしましたので、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 9 条の規定により、その旨を通知します。

様式第四十四号(様式第四十八号) (様式第四十三号と同様の改正のため記載略)

排除措置命令を行わない旨の通知書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項 (同条第 5 項の規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定により提出され、平成 年 月 日付け公 株第 号をもって受理した貴社の株式取得に関する計画については、同法 第 49 条第 5 項 の規定による通知をしないこととしましたので、昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号第 9 条の規定により、その旨を通知します。

様式第四十四号(様式第四十八号) (様式第四十三号と同様の改正のため記載略)

○課徴金の納付の督促状の様式等に関する規則(昭和五十二年公正取引委員会規則第四号)新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(課徴金の納付の督促)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。)第六十九条第一項の規定による課徴金の納付の督促は、様式第一号の督促状を送達して行うものとする。

(滞納処分を行う職員的身分証明書)

第二条 法第六十九条第四項の規定により滞納処分を行う職員が携帯する身分証明書は、様式第二号のとおりとする。

現 行

(課徴金の納付の督促)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。)第七十条の九第一項及び第二項の規定による課徴金の納付の督促は、様式第一号の督促状を送達して行うものとする。

(滞納処分を行う職員的身分証明書)

第二条 法第七十条の九第五項の規定により滞納処分を行う職員が携帯する身分証明書は、様式第二号のとおりとする。

様式第1号

(表面)

住所	年 月 日
14.8 cm	
分任歳入徴収官 公正取引委員会事務総局	職名 氏 名 氏
殿	10 cm

様式第1号

(表面)

住所	年 月 日
14.8 cm	
分任歳入徴収官 公正取引委員会事務総局	官房総務課課審決訟務室長 氏 名 氏
殿	10 cm

様式第2号
(第1葉)

課徴金徴収職員証明書

写真

第 号

年 月 日発行

公正取引委員会事務総局
内閣府事務官 氏 名

年 月 日生

上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第69条第4項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。

公正取引委員会 印

11 cm

7 cm

(裏面)

第 号 督 促 状				
年度	(部)	(款)	(項)	(目)
一般会計	金			円
内閣府 主管	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく課徴金			
指定期限 年 月 日				
納付場所				
<p>さきに、貴殿に対して納入の告知をした上記の金額は、納期限（年 月 日）までに完納されておりませんので至急納付してください。指定期限を過ぎても完納しないときは、財産差押処分をします。</p> <p>なお、納入告知書に記載したところにより計算した延滞金を併せて納付してください。ただし、この督促状が送達される前に完納している場合は、延滞金の納付の必要はありません。</p>				

備考 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

様式第2号
(第1葉)

課徴金徴収職員証明書

写真

第 号

年 月 日発行

公正取引委員会事務総局
内閣府事務官 氏 名

年 月 日生

上記の者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第70条の9第5項の規定により課徴金の納付命令に係る徴収金を国税滞納処分の例により徴収する職員であることを証する。

公正取引委員会 印

11 cm

7 cm

(裏面)

第 号 督 促 状				
年度	(部)	(款)	(項)	(目)
一般会計	金			円
内閣府 所管	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく課徴金			
指定期限 年 月 日				
納付場所				
<p>さきに、貴殿に対して納入の告知をした上記の金額は、納期限（年 月 日）までに完納されておりませんので至急納付してください。指定期限を過ぎても完納しないときは、財産差押処分をします。</p> <p>なお、納入告知書に記載したところにより計算した延滞金を併せて納付してください。</p>				

備考 督促文は必要に応じて適宜修正することができる。

(第2葉)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 抜粋

第69条第1項 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

同条第4項 公正取引委員会は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第2項に規定する延滞金を徴収することができる。

11 cm

7 cm

(第2葉)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 抜すい

第70条の9第1項 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

同条第2項 前項の規定にかかわらず、納付命令について審判請求がされたとき（第66条第1項の規定により当該審判請求が却下された場合を除く。次項において同じ。）は、公正取引委員会は、当該審判請求に対する審決をした後、同条第3項の規定により当該納付命令の全部を取り消す場合を除き、速やかに督促状により期限を指定して当該納付命令に係る課徴金及び次項の規定による延滞金があるときはその延滞金の納付を督促しなければならない。ただし、当該納付命令についての審判請求に対する審決書の謄本が送達された日までに当該課徴金及び延滞金の全部が納付されたときは、この限りでない。

11 cm

同条第5項 公正取引委員会は、第1項又は第2項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

7 cm

○公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）新旧対照条文
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行		
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして行っている公正取引委員会の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の九第一項の表示)</p> <p>第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の九第一項に規定する公正取引委員会規則で定める方式は、処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機であって、公正取引委員会が定める技術的基準に適合するものから行う識別番号及び暗証コードの入力とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして行っている公正取引委員会の所管する法令に係る手続等（別表の上欄に掲げる手続にあつては、同表の下欄に掲げるものに限る。）を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の十九の表示)</p> <p>第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の十九に規定する公正取引委員会規則で定める方式は、処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機であって、公正取引委員会が定める技術的基準に適合するものから行う識別番号及び暗証コードの入力とする。</p>		
	<p>別表（第一条関係）</p> <table border="1" data-bbox="229 1142 319 1982"> <tr> <td>公正取引委員会の審判に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則）</td> <td>審尋の申出 検証の申出</td> </tr> </table>	公正取引委員会の審判に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則）	審尋の申出 検証の申出
公正取引委員会の審判に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則）	審尋の申出 検証の申出		

則第八号) 第四十条の規定による
証拠の申出

鑑定
文書等提出
命令の申立て

改正後	現行
<p>公正取引委員会の審査に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 審査手続</p> <p>第一節 審査一般（第七条―第二十三条）</p> <p>第二節 排除措置命令書の送達等（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三節 警告（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第三章 補則（第二十九条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（この規則の趣旨・定義）</p> <p>第一条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う審査手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） 第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号） 第八十八条において準用する場合を含む。以下「法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号。以下「審査官の指定に関する政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。ただし、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出の手続並びに委員会が行う意見聴取の手続については、別に定めるところによる。</p> <p>2 この規則において使用する用語であつて、法において使用</p>	<p>公正取引委員会の審査に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 審査手続</p> <p>第一節 審査一般（第七条―第二十三条）</p> <p>第二節 排除措置命令（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第三節 課徴金の納付命令（第二十九条・第三十条）</p> <p>第四節 警告（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第三章 補則（第三十三条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（この規則の趣旨・定義）</p> <p>第一条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う審査手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） 第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号） 第八十八条において準用する場合を含む。以下「法」という。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十四号。以下「審査官の指定に関する政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。ただし、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出の手続については、別に定めるところによる。</p>

する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

第二節 排除措置命令書の送達等

2 この規則において使用する用語であつて、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意味において使用するものとする。

第二節 排除措置命令

(排除措置命令前の通知)

第二十四条 法第四十九条第五項の規定による通知は、排除措置命令の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

- 一 予定される排除措置命令の内容
 - 二 委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
 - 三 委員会に対し、前二号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限
- 2 委員会は、正当な理由があると認められた場合には、職権又は申立てにより、前項第三号の期限を延長することができる。

(排除措置命令前の説明)

第二十五条 前条第一項の文書の送達を受けた者又は法第四十九条第四項の規定により選任された代理人から申出があつたときその他必要があるときは、当該文書の送達を受けた者又は当該代理人に対し、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項について説明するものとする。この場合において、当該説明を受ける者に係る委員会の認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について、説明するものとする。

(意見申述等の方式)

第二十六条 第二十四条第一項の文書の送達を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号及び第二号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。

2 前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。

3 委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4 委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

(代理人による意見申述等)

第二十七条 第二十四条第一項の文書の送達を受けた者が法第四十九条第三項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たって代理人を選任した場合において、代理人が弁護士又は弁護士法人であるときは、代理人はその権限を文書をもって証明しなければならない。

2 前項の文書には、代理人の所属弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載し、かつ、代理権の範囲を明確に表示しなければならない。

3 代理人が弁護士法人である場合には、当該弁護士法人の社員としてその事件を担当する弁護士の氏名、当該弁護士の所

<p>2 排除措置命令書等の送達に当たっては、当該排除措置命令書並びに法第八章第二節に規定する決定書（以下「排除措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。</p>	<p>(排除措置命令書等の送達)</p> <p>第二十四条 排除措置命令書、課徴金納付命令書及び競争回復措置命令書並びに法第八章第二節に規定する決定書（以下「排除措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。</p>
<p>2 排除措置命令書の謄本の送達に当たっては、当該排除措置</p>	<p>(排除措置命令書の送達)</p> <p>第二十八条 排除措置命令書の謄本は、名あて人又は代理人にこれを送達しなければならない。</p> <p>7 第二十四条第一項の文書の送達を受けた者は、代理人の代理権が消滅したときは、遅滞なく文書をもってその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 委員会は、第四項の弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人とする旨の承認を求める文書の提出を受けた場合において、申立てに係る者を代理人として承認することとしたとき、又は承認しないこととしたときは、その旨を同項の承認を求めた者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人とする旨の承認を求める文書には、代理人の権限及びその範囲を明確に表示した書面を添付しなければならない。</p> <p>4 第二十四条第一項の文書の送達を受けた者は、法第四十九条第三項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たって弁護士又は弁護士法人以外の者を代理人とする旨の承認を求めようとするときは、その者の氏名、住所及び職業を記載し、かつ、第二十四条第一項の文書の送達を受けた者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した文書を委員会に提出しなければならない。</p>

置命令等の取消しの訴えを提起することができる場合には、その旨を記載した通知書を添付するものとする。

命令について審判を請求することができる旨を記載した通知書を添付するものとする。

第三節 課徴金の納付命令

(納付命令前の通知等)

第二十九条 第二十四条から前条までの規定は、課徴金の納付命令について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「法第四十九条第五項」とあるのは「法第五十条第六項において準用する法第四十九条第五項」と、「排除措置命令の名あて人」とあるのは「納付命令の名あて人」と、同項第一号中「予定される排除措置命令の内容」とあるのは「納付を命じようとする課徴金の額」と、同項第二号中「委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」とあるのは「課徴金の計算の基礎及びその課徴金に係る違反行為」と、第二十五条中「前条第一項」とあり、並びに第二十六条第一項並びに第二十七条第一項、第四項及び第七項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十九条において準用する第二十四条第一項」と、第二十五条中「法第四十九条第四項」とあるのは「法第五十条第六項において準用する法第四十九条第四項」と、「委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金の計算の基礎又はその課徴金に係る違反行為」と、第二十七条第一項及び第四項中「法第四十九条第三項」とあるのは「法第五十条第六項において準用する法第四十九条第三項」と、前条第一項中「排除措置命令書の謄本」とあるのは「課徴金納付命令書の謄本」と、同条第二項中「排除措置命令書の謄本の送達に当たっては、当該排除措置命令」とあるのは「課徴金納付命令書の謄本の送達に当たっては、当該納付命令」と読

(課徴金の納付を命じない事業者に対する通知)

第二十五条 法第七条の二第十八項（法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び法第七条の二第二十一項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

2 (略)

第三節 警告

(警告)

第二十六条 警告（委員会が、法第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反するおそれがある行為がある又はあったと認める場合において、当該事業者又は当該事業者団体に対して、その行為を取りやめること又はその行為を再び行わないようにすることその他必要な事項を指示することをいう。以下本条及び第三十条において同じ。）は、文書によつてこれを行い、警告書には、警告の趣旨及び内容を示し、審査局長がこれに記名押印しなければならない。

2 警告書は、名宛人又は代理人に送付しなければならない。

3 委員会は、警告をしようとするときは、当該警告の名宛人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4 警告の名宛人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人を選任することができる。

み替えるものとする。

(課徴金の納付を命じない事業者に対する通知)

第三十条 法第七条の二第十八項（法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び法第七条の二第二十一項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

2 (略)

第四節 警告

(警告)

第三十一条 警告（委員会が、法第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反するおそれがある行為がある又はあったと認める場合において、当該事業者又は当該事業者団体に対して、その行為を取りやめること又はその行為を再び行わないようにすることその他必要な事項を指示することをいう。以下本条、次条及び第三十四条において同じ。）は、文書によつてこれを行い、警告書には、警告の趣旨及び内容を示し、審査局長がこれに記名押印しなければならない。

2 警告書は、名あて人に送付しなければならない。

3 委員会は、警告をしようとするときは、当該警告の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4 警告の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たつては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。）を選任することができる。

<p>5 委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、警告の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 予定される警告の趣旨及び内容</p> <p>二 委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限</p> <p>6 委員会は、正当な理由があると認められた場合には、職権又は申立てにより、前項第二号の期限を延長することができる。</p>	<p>5 委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間において、警告の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 予定される警告の趣旨及び内容</p> <p>二 委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限</p>
<p>(代理人の資格の証明等)</p> <p>第二十七条 前条第四項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p> <p>2 前条第四項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、速やかに、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	
<p>(意見申述等の方式)</p> <p>第二十八条 第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づいて証拠を提出する場合には、証明すべき事項を明らかにしなければならない。</p> <p>3 委員会は、特に必要があると認める場合には、第一項の規定</p>	

にかかわらず、口頭で意見を述べさせることができる。この場合において、委員会は、意見を聴取する職員を指定し、意見を述べようとする者に対し、意見申述の日時及び場所を通知するものとする。

4 委員会は、前項の規定により通知するときは、あらかじめ、当該日時及び場所について、意見を述べようとする者の意見を聴くものとする。

第三章 補則

(報告者に対する通知)

第二十九条 法第四十五条第三項の規定に基づく通知は、同条第一項の規定に基づく報告が次の各号に掲げる事項を記載した文書をもってなされた場合に行うものとする。

(警告の意見申述等の方式等)

第三十二条 第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条及び第二十八条第一項の規定は、警告について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項第三号」とあるのは「第三十一条第五項第二号」と、第二十六条第一項並びに第二十七条第一項、第四項及び第七項中「第二十四条第一項の文書の送達を受けた者」とあるのは「第三十一条第五項の通知を受けた者」と、第二十六条第一項中「同項第一号及び第二号」とあるのは「同項第一号」と、第二十七条第一項及び第四項中「法第四十九条第三項」とあるのは「第三十一条第三項」と、第二十八条第一項中「排除措置命令書の謄本」とあるのは「警告書」と、「送達」とあるのは「送付」と読み替えるものとする。

第三章 補則

(報告者に対する通知)

第三十三条 法第四十五条第三項の規定に基づく通知は、同条第一項の規定に基づく報告が次の各号に掲げる事項を記載した文書をもってなされた場合に行うものとする。

<p>一 報告をする者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称</p> <p>三 法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(文書のファクシミリによる提出)</p> <p>第三十条 審査手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。</p> <p>一 法第四十七条第一項各号に掲げる処分に基づき提出すべき文書</p> <p>二 警告前の通知に対する意見書及び証拠</p> <p>三 第二十七条第一項及び第二項に規定する書面</p> <p>四 審査官の処分に対する異議申立書</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(更正決定)</p> <p>第三十一条 排除措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>一 報告をする者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法の規定に違反すると思料する行為をしているもの又はしたものの氏名又は名称</p> <p>三 法の規定に違反すると思料する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(文書のファクシミリによる提出)</p> <p>第三十四条 審査手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。</p> <p>一 法第四十七条第一項各号に掲げる処分に基づき提出すべき文書</p> <p>二 排除措置命令前の通知に対する意見書及び証拠</p> <p>三 納付命令前の通知に対する意見書及び証拠</p> <p>四 警告前の通知に対する意見書及び証拠</p> <p>五 排除措置命令、納付命令又は警告前の通知に対し意見申述等をするのに必要な授權又は代理人の権限を証明する文書</p> <p>六 審査官の処分に対する異議申立書</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(更正決定)</p> <p>第三十五条 排除措置命令書又は課徴金納付命令書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

(排除措置命令の執行停止等)

第三十六条 委員会は、法第五十四条第一項の規定に基づいて排除措置命令の全部又は一部の執行を停止したときは、審判請求をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 委員会は、法第五十四条第二項の規定に基づいて執行の停止を取り消したときは、審判請求をした者に対し、理由を付してその旨を通知しなければならない。